

株 主 各 位

神戸市中央区江戸町101番地



代表取締役社長 三 木 秀 夫

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、お繰合せのうえ、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目1番地
クオリティホテル神戸 2階「バレンシア」
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第71期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第71期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 新設分割計画承認の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sankyoseiko.co.jp>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善等により回復基調にありましたが、原油価格の高騰に伴う原材料価格の上昇、米国のサブプライムローン問題に端を発した世界的な金融市場の混乱などにより、期の後半からは景気の減速感が支配的となってまいりました。また、個人消費につきましては、賃金の伸び悩みに加え、ガソリンや食料品をはじめとする諸物価の上昇感が消費マインドの低下を招くなど低調に推移いたしました。

当社グループを取り巻く環境におきましては、春先の低気温や記録的な残暑、暖冬により本格的な冬の到来が年明けになるなど、年間を通しての異常気象が季節的商品の販売不振を招き、冷え込む市場のなかで国内外の同業他社との競争が激化するなど、例年以上に厳しさを増す状況が続きました。

このような環境のなか、当社グループはブランド商品を展開するファッション事業をはじめとして、マーケット動向を分析することにより、商品在庫の削減などを断行いたしました。基幹ブランドの低迷により課題を残しましたが、高効率経営による経営力の強化を図るため、収益構造の改革を進め来期に向けての基盤づくりに鋭意取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の連結業績につきましては、売上高はロフテー株式会社の株式取得による子会社化の影響もあり前期比2.0%増の48,772百万円となりましたが、営業損失191百万円、経常損失359百万円となり、役員退職慰労金制度廃止に伴う計上額848百万円を含む役員退職慰労金863百万円および在外子会社ダックス社の事業再構築費用301百万円等を特別損失に計上いたしました結果、当期純損失2,402百万円の計上となりました。

また、当連結会計年度の個別業績につきましては、売上高は31,521百万円、営業利益は1,862百万円、経常利益は2,056百万円となりましたが、在外子会社に対する投資損失引当金繰入額5,100百万円を特別損失に計上いたしましたため、当期純損失は4,180百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

ファッション関連事業

当社グループの取扱ブランドであります「ダックス」「レオナル」「ニコール・ミラー」「クリスチャン・ラクロワ」の婦人服の国内の店頭販売におきましては、特に主力の「ダックス」は、消費スタイルの多様化や天候不順による販売不振の影響を受け、主力販売先である百貨店での売上が減少するなど厳しい結果となりました。このような状況を踏まえ、期の後半には、来期に備え商品在庫の徹底的な削減を行いましたため、利益面でも減益の要因となりました。一方、香港を拠点とする中国での「ダックス」の店頭販売におきましては、現地での購買意欲の向上効果も見られ、本年3月には北京新国際空港内に免税店をオープンさせるなど店舗数も増加し、その売上が伸びるなど順調に推移いたしました。また、英国ダックス社におきましては、事業の再構築を図るため、再生に向けての諸施策に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比5.2%減の25,481百万円、営業損失は516百万円となりました。

繊維関連事業

当事業におきましては、厳しい環境下において同業他社との熾烈な競争に対応するため、重要取引先との取組強化を図るべく、企画提案型のOEMによる製品化ビジネスの拡大、東京マーケットの深耕を図ってまいりました。しかしながら、取引先の主力販売先である百貨店の衣料販売不振に加え、原油高を背景とした繊維原材料価格の上昇、中国生産における人件費の高騰や人民元高などの影響により採算面でも悪化を招くなど、厳しい状況で推移いたしました。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比3.4%減の13,194百万円、営業利益は前期比82.4%減の29百万円となりました。

生活関連事業

当事業におきましては、リビング分野では「ダックス」、「イヴ ドローム」等のブランド商品の販売におきましては、店頭での自家需要商品の販売強化を図りましたが、主力の「ダックス」ギフト用商品の販売は低調に推移いたしました。一方、「ニナ リッチ」や「DKNY」のこの分野でのブランド商品の販売をスタートさせるなど、新しい取り組みにも注力いたしました。ホームファッション分野では、商品企画力の充実を図ってまいりました結果、寝装品、アパレル雑貨等のOEMにおきましては、全般的に堅調に推移いたしました。また、当期より、連結子会社となりましたロフテー株式会社は、枕に関する独自のノウハウを活かし、全国主要百貨店に「ロフテー枕工房」をはじめとする売場を展開することにより高品質な枕の販売を行うなど、差別化商品の開発・提供に努めております。

以上の結果、当事業全体の売上高は前期比46.0%増の9,040百万円となりましたが、営業利益は前期比35.3%減の80百万円となりました。

不動産賃貸事業

当事業におきましては、東京・大阪・神戸等に立地する当社保有の賃貸用ビルのさらなる有効活用を図っており、当初計画どおり堅調に推移いたしております。

その結果、当事業全体の売上高は前期比3.4%増の2,471百万円、営業利益は前期比8.6%増の966百万円となりました。

その他の事業

当事業の物流倉庫業、ビルメンテナンス業等におきましては、売上高は前期比10.6%減の1,626百万円、営業利益は前期比50.2%減の72百万円となりました。

事業セグメント別売上高の状況

事業の種類別 セグメントの名称	前連結会計年度 (平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで)		当連結会計年度 (平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで)		前期比 増減率 (%)
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
ファッション関連事業	26,886	52.8	25,481	49.2	5.2
繊維関連事業	13,658	26.8	13,194	25.5	3.4
生活関連事業	6,192	12.1	9,040	17.4	46.0
不動産賃貸事業	2,389	4.7	2,471	4.8	3.4
その他の事業	1,819	3.6	1,626	3.1	10.6
計	50,946	100.0	51,815	100.0	1.7
消去または全社	3,112		3,043		
連 結	47,834		48,772		2.0

(注) 上記の金額には、セグメント間の取引を含んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は768百万円であります。

その主な内容は、子会社DAKS SIMPSON GROUP PLCによるOld Bond Street店の店舗改装代金170百万円、当社における帝国ホテル内の直営店の店舗改装代金74百万円、その他ファッション関連事業および生活関連事業における店舗および売場の改装代金255百万円等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、増資、社債発行および重要な借入等による資金調達はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第68期 (平成17年3月期)	第69期 (平成18年3月期)	第70期 (平成19年3月期)	第71期 (平成20年3月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	48,623	49,326	47,834	48,772
経常利益(百万円) (は損失)	2,214	2,675	1,558	359
当期純利益(百万円) (は損失)	1,003	906	331	2,402
1株当たり当期純利益(円) (は損失)	18.39	16.64	7.01	50.07
総資産(百万円)	67,239	81,620	77,859	64,205
純資産(百万円)	31,272	39,986	37,936	27,768
1株当たり純資産(円)	628.72	839.26	781.33	571.31

- (注) 1. 第70期から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
2. 第70期から、改正後の「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年1月31日 企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

(5) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、米国経済の減速により世界経済全体の成長が鈍化すると見込まれ、国内の景気も、政治、経済ともに不透明な要因が多く、依然として予断を許さない状況下にあります。

繊維・アパレル業界におきましては、個人消費の大幅な改善は見込めず、顕在化する選別消費傾向、少子高齢化の進展に伴う人口の減少などにより、縮小するマーケットのなかでさらに企業間競争の激化が予想される厳しい状況が続くものと思われまします。

このような状況のなか、当社グループといたしましては、迅速な情報収集とマーケット分析の強化により不採算店舗の見直しやトレンドに的確に対応した商品提供を行い、適正在庫管理の徹底による在庫回転率の向上、関係会社を含めたグループ全体の合理化、効率化を推進し、経営基盤の強化を図ってまいります。

当社のグループ戦略につきましては、中長期経営計画の一環として、組織再編の推進により、事業持株会社を核としたグループ経営の強化、発展を図っております。本年4月には、保有する不動産のさらなる有効活用を図るため連結子会社 三共生興不動産株式会社の吸収合併を実施し、本年10月には繊維関連事業を営む繊維カンパニーを会社分割による分社を予定いたしております。当社グループは、グループ力を総合的に発揮できるよう、各社の役割や位置づけを明確にし、それぞれの効率的な補完関係をより一層整備し、当社グループの強みである、企画・生産・物流・販売に至る一貫した商品供給体制のさらなる確立に努めてまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

親会社の状況

該当事項はありません。

重要な子会社の状況（平成20年3月31日現在）

会社名	資本金 (百万円)	当社の 出資比率 (%)	主要な事業内容
三共生興ファッションサービス株式会社	529	100.0	ファッション製品の販売
北陸三共生興株式会社	61	76.5	衣料品の製造および 不動産の賃貸ならびに ボウリング場経営
株式会社サンファースト	50	100.0	物流、倉庫および運送
株式会社サンプロシード	88	100.0	衣料品の企画および製造
三共生興リビング株式会社	100	100.0	寝装寝具、水回り品等の販売
口フテー株式会社	100	100.0	枕等寝装品の製造および販売
三共生興ホームファッション株式会社	100	100.0	寝装寝具等の販売
SAN EAST UK PLC	千英ポンド 39,454	100.0	持株会社
DAKS SIMPSON GROUP PLC	千英ポンド 1,855	100.0	ライセンスの供与
SANKYO SEIKO EUROPE S.A.	千ユーロ 685	100.0	海外繊維製品の販売
三共生興不動産株式会社	200	94.8	不動産の管理および賃貸
株式会社サン・レッツ	50	100.0	ビルメンテナンス、 貸ホールおよび飲食業
株式会社横浜テキスタイル倶楽部	70	70.6	不動産の賃貸

- (注) 1. 株式会社サン プロシードおよびDAKS SIMPSON GROUP PLCの出資比率につきましては、間接保有を含んでおります。
2. 平成19年4月1日付けで株式交換により三共生興ファッションサービス株式会社を完全子会社といたしました。これに伴い、株式会社サン プロシードは、間接保有を含めて当社の出資比率は100%となりました。
3. SAN EAST UK PLCは2,370千英ポンド増資し、資本金が39,454千英ポンドとなりました。
4. 平成19年4月2日付けで口フテー株式会社の株式を取得し子会社といたしました。
5. 上記の重要な子会社を含めて、連結子会社は19社であります。
6. 平成20年4月1日付けで子会社である三共生興不動産株式会社を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社の企業集団は、各種繊維製品の企画、生産、販売を主な事業とするほか、不動産賃貸事業、ビルメンテナンス事業、物流倉庫事業等の事業活動を展開しております。

その事業セグメント別の事業内容については次のとおりであります。

事業セグメント区分	事業内容
ファッション関連事業	ファッション製品の企画、生産、販売および海外ブランド商品の輸入販売およびライセンスビジネス
繊維関連事業	テキスタイル等の生地からの供給から製品の企画、販売に至るまでの輸出、輸入業務およびOEM製品の販売を含めた繊維事業全般
生活関連事業	ホームウェア、ナイトウェア、寝装品等を中心とした海外ブランド商品のOEMによる製造、販売 タオル、寝装品、水回り品等のライセンス、輸入商品の販売 自社ブランド枕等寝装品の製造、販売
不動産賃貸事業	グループ会社所有不動産の貸オフィス、貸ホール、貸ビルを中心とした賃貸事業
その他の事業	物流倉庫、ビルメンテナンス、飲食事業、スポーツ施設経営他

(8) 主要な営業所および工場（平成20年3月31日現在）

当 社

名 称	所 在 地
本 店	神戸市中央区
大阪本社	大阪市中央区
東京本社	東京都中央区
海外支店	台北、香港

子会社

会 社 名	名 称	所在地
三共生興ファッションサービス株式会社	本 社	大阪市中央区
北 陸 三 共 生 興 株 式 会 社	本 社	福井県坂井市
	勝山工場	福井県勝山市
株式会社 サンファースト	本 社	神奈川県厚木市
株式会社 サンプロシード	本 社	大阪市中央区
三 共 生 興 リ ビ ン グ 株 式 会 社	本 社	大阪市中央区
口 フ テ ー 株 式 会 社	本 社	東京都中央区
三共生興ホームファッション株式会社	本 社	東京都中央区
S A N E A S T U K P L C	本 社	London,UK
DAKS SIMPSON GROUP PLC	本 社	London,UK
SANKYO SEIKO EUROPE S.A.	本 社	Paris,FRANCE
三 共 生 興 不 動 産 株 式 会 社	本 社	神戸市中央区
株式会社 サン・レッツ	本 社	大阪市中央区
株式会社 横浜テキスタイル倶楽部	本 社	横浜市中区

(9) 使用人の状況 (平成20年3月31日現在)

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
599名	22名増

- (注) 1. 使用人数には、嘱託および出向社員を含んでおりません。
 2. 使用人数には、臨時使用人（販売スタッフ、長期アルバイト、パート、デザイナー、パタンナー、契約社員等）1,302名（年間の平均人員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先 (平成20年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	8,634
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,694
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	3,282
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,410

- (注) 株式会社三井住友銀行の借入金残高には、海外現地法人の欧州三井住友銀行からの借入金を含んでおります。

2. 会社の株式に関する事項（平成20年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 240,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 60,000,000株 |
| (3) 株主数 | 3,701名 |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
財 団 法 人 三 木 記 念 会	7,640	15.92
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニーケイマンリミテッド	2,829	5.90
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	2,398	5.00
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,250	4.69
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	2,000	4.17
東 レ 株 式 会 社	1,641	3.42
三井住友海上火災保険株式会社	1,609	3.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,579	3.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,103	2.30
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,070	2.23

（注） 出資比率は、自己株式数（12,013,638株）を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成20年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
取締役社長 (代表取締役)	三木 秀夫	三共生興ファッションサービス株式会社 代表取締役会長 北陸三共生興株式会社 代表取締役会長 株式会社サンファースト 代表取締役会長 株式会社サン プロシード 代表取締役会長 三共生興リビング株式会社 代表取締役会長 ロフテー株式会社 代表取締役会長 三共生興ホームファッション株式会社 代表取締役会長 SAN EAST UK PLC 取締役会長 DAKS SIMPSON GROUP PLC 取締役会長 三共生興不動産株式会社 代表取締役社長 株式会社サン・レッツ 代表取締役会長 株式会社横浜テキスタイル倶楽部 代表取締役社長
専務取締役	岡田 登	財務経理・情報・監察担当
専務取締役	川崎 賢祥	経営企画・人事総務・法務審査担当
常務取締役	澁谷 秀樹	国際カンパニープレジデント
常務取締役	三木 健嗣	三共生興グループ営業統括
取 締 役	砂野 和男	繊維カンパニープレジデント
取 締 役	石井 一二	株式会社ピコテック代表取締役社長
取 締 役	宇野 明博	
常勤監査役	寺田 俣人	
常勤監査役	長澤 和之	
監 査 役	菊池 嘉人	タイガー魔法瓶株式会社 相談役
監 査 役	穂吉 正孝	株式会社山口薬品商会 代表取締役社長

- (注) 1. 取締役石井一二および宇野明博の両氏は社外取締役であります。
 2. 監査役菊池嘉人および穂吉正孝の両氏は社外監査役であります。
 3. 監査役寺田俣人は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役長澤和之氏は、当社内の財務および経理関連部門で財務および経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	201百万円 (1百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	16百万円 (1百万円)
合 計	12名	218百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与8百万円は含まれておりません。
 2. 当該事業年度に係る役員賞与は、業績に鑑み支給いたしません。

3. 上記表の報酬のほか、平成19年6月28日開催の第75回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額総額684百万円（取締役分6名 668百万円、監査役分4名 16百万円(うち社外監査役3名 9百万円)）は、それぞれの退任時に支給いたします。

(3) 社外役員に関する事項

他の会社の業務執行取締役等の兼任状況等

区分	氏名	兼任の状況
社外取締役	石井 一二	株式会社ピコテック 代表取締役社長 株式会社イーエス&エスジャパン 代表取締役社長
社外監査役	菊池 嘉人	タイガー魔法瓶株式会社 相談役
	穠 吉 正 孝	株式会社山口薬品商会 代表取締役社長 ビタカイン製薬株式会社 代表取締役社長

(注) タイガー魔法瓶株式会社は、当社の取扱うダックスブランドのサブライセンス契約締結先であります。

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	石井 一二	当期開催の取締役会には75%以上出席し、職務執行の監督、また重要な意思決定に際し、国際情勢の専門家としてのグローバルな視点から、助言、提言を行っております。
社外取締役	宇野 明 博	平成19年6月28日就任以来開催の取締役会には75%以上出席し、職務執行の監督、また重要な意思決定に際し、金融機関の経営者としての豊富な経験から、助言、提言を行っております。
社外監査役	菊池 嘉人	当期開催の取締役会には適宜出席し、また監査役会には75%以上出席し、経営者としての経験、経歴から中立的、客観的な立場で経営を監視し、助言、提言を行っております。また、取締役会、監査役会の席上以外でも、適時、常勤監査役との意見交換の場において有益な意見具申を行っております。
社外監査役	穠 吉 正 孝	当期開催の取締役会および監査役会には75%以上出席し、経営者としての経験、経歴から中立的、客観的な立場で経営を監視し、助言、提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人監査の対象となる国内子会社につきましても、新日本監査法人が会計監査人となっております。
3. 当社の重要な子会社のうち、SAN EAST UK PLCおよびDAKS SIMPSON GROUP PLCは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務以外の業務（内部統制システム導入に伴うコンサルタント料）についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当該会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反、抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役会はその事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合または当社都合の場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

6. 会社の体制および方針

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関し取締役会において次のように決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「企業理念」および「行動指針」に則り、当社およびグループ会社の取締役および使用人に対し、法令遵守および企業倫理の徹底を図るため、関連する法令の周知、社内規程・マニュアルの整備、コンプライアンス意識の向上に努めております。

コンプライアンスの取組みに関する基本的事項を定める「コンプライアンス規程」を制定し、これをコンプライアンスに関する基本的な規程と位置づけ、全取締役および全使用人に対し本規程の遵守の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス体制を構築いたします。

コンプライアンスの取組み全般に関する企画立案、個別課題についての協議・決定を行う組織として、「コンプライアンス委員会規程」に基づき社長を委員長とするコンプライアンス委員会を取締役会の下に設置し、当社およびグループ会社のコンプライアンス体制の強化・推進に努めております。

内部監査部門である内部統制室を被監査部門から独立した社長直轄の組織として設置し、「内部監査規程」に基づき、当社の経営活動における法令・定款および社内諸規程の遵守、業務遂行の効率性、不正・誤謬の発見、内部統制の適正性および有効性を、当社の戦略に照らして、客観的かつ公平に検証し、その結果に基づく改善提案を通じて、経営の健全性および効率性の向上に努めます。

コンプライアンスに関する情報については、相談・通報の窓口を通して使用人が直接通報を行う手段を確保し、不祥事や事故の未然防止や早期発見・是正を目的として、「企業倫理ヘルプライン規程」に基づき、当社およびグループ会社を対象とした内部通報制度（企業倫理ヘルプライン）を設置いたします。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書などの取締役の職務執行に係る文書、資料や情報については、法令および「文書管理規程」に基づき適切に保存および管理を行っております。

上記の情報の保存および管理は、取締役および監査役が常時閲覧できる状態で行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントに関する「リスク管理基本規程」を制定し、これをリスクマネジメントに関する基本的な規程と位置づけ、全取締役および全使用人に対し本規程の遵守の周知徹底を図るとともに、リスク管理体制を構築いたします。

リスク管理推進に関わる課題・対応策を協議・承認する組織として、「リスク管理委員会規程」に基づき社長を委員長とするリスク管理委員会を取締役会の下に設置し、平常時における当社およびグループ会社のリスク管理の推進に努めます。

大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、「危機管理基本規程」に基づき緊急時対策本部を直ちに設置し迅速に対応する体制を取っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定例の取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに各取締役の業務執行状況の監督等を行っております。

業績の目標管理を徹底し経営効率の向上を図るため、専務取締役を議長として、ゼネラルマネージャーおよび主要な子会社社長を交えた経営会議を、原則として毎月1回開催するほか、四半期決算および年度予算に対する業績の進捗状況を検証するため、社長を議長として、グループ会社社長・ゼネラルマネージャー合同会議を、原則として四半期ごとに開催しております。

会社の経営組織、業務分掌および職務権限に関する基本事項を定め、指揮、命令系統の明確化および責任体制の確立を図るため「組織規程」を整備いたしました。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」を整備し、この規程に則ったグループ経営を推進しております。

各子会社が当社の行動指針ならびにリスク管理およびコンプライアンスに関する規程と同等の指針および規程を制定することを通じて、グループ全体を対象としたリスク管理およびコンプライアンス体制を構築いたします。

上記 および に基づき、当社内部監査部門の内部統制室は、グループ会社のコンプライアンスおよび経営の効率性等について、適宜監査を行います。

当社の取締役は、グループ会社社長・ゼネラルマネージャー合同会議を定期的で開催し、情報の共有化を図るとともに、グループとしてのリスク管理およびコンプライアンス体制の整備と経営の効率化に努めます。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに使用人の取締役からの独立性に関する事項
内部統制室に属する使用人等は、「内部監査規程」等に則り、必要に応じて監査役の監査業務を補助することができるものとしております。
内部統制室に属する使用人等は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとしております。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、その分掌する業務において会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合およびその他会社に重大な影響を与える事実が認められる場合には、法令その他社内規程に定める方法等により、速やかに監査役または監査役会に適切な報告を行うものとしております。
取締役および使用人は、内部監査の結果および内部通報制度の実施状況等を定期的に監査役に報告するものとしております。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、取締役会に出席するとともに、定期的に行われるグループ会社社長・ゼネラルマネージャー合同会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役および使用人の職務執行を監査する機会を確保しております。
監査役は、稟議書等の会社としての意思決定に係る重要な書類を閲覧し、いつでも取締役および使用人から説明を受けるものとします。
監査役は、会計監査人や内部統制室と定期的な会合をもつなど、緊密な連携を図るとともに、必要に応じて会計監査人、弁護士、その他外部の専門家の意見を聞き情報交換を行うなど、連携を図ることができるものとします。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	20,428	流動負債	25,745
現金及び預金	4,902	支払手形及び買掛金	6,353
受取手形及び売掛金	9,169	短期借入金	16,314
たな卸資産	5,766	1年以内返済長期借入金	359
前払費用	217	未払法人税等	230
繰延税金資産	226	未払費用	1,217
その他	177	繰延税金負債	12
貸倒引当金	32	役員賞与引当金	41
		返品調整引当金	525
		事業整理損失引当金	126
		その他	564
固定資産	43,777	固定負債	10,691
有形固定資産	16,298	長期借入金	1,726
建物及び構築物	11,139	長期未払金	835
器具備品	1,051	繰延税金負債	6,447
土地	3,988	退職給付引当金	599
その他	118	負ののれん	224
無形固定資産	6,385	その他	858
商標権	6,130	負債合計	36,436
その他	254	純資産の部	
投資その他の資産	21,093	株主資本	21,820
投資有価証券	19,785	資本金	3,000
長期貸付金	52	資本剰余金	6,174
長期前払費用	233	利益剰余金	17,108
長期預け金	958	自己株式	△ 4,462
繰延税金資産	33	評価・換算差額等	5,594
固定化営業債権	666	その他有価証券評価差額金	7,870
その他	39	繰延ヘッジ損益	△ 14
貸倒引当金	675	為替換算調整勘定	△ 2,261
資産合計	64,205	少数株主持分	353
		純資産合計	27,768
		負債純資産合計	64,205

連結損益計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		48,772
売上原価		30,661
売上総利益		18,110
販売費及び一般管理費		18,301
営業損失		191
営業外収益		
受取利息	116	
受取配当金	361	
その他	339	817
営業外費用		
支払利息	479	
その他	507	986
経常損失		359
特別利益		
貸倒引当金戻入額	6	
その他	0	6
特別損失		
役員退職慰労金	863	
事業整理損失	301	
投資有価証券評価損	47	
その他	18	1,230
税金等調整前当期純損失		1,584
法人税、住民税及び事業税		999
法人税等調整額		215
少数株主利益		34
当期純損失		2,402

連結株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	3,000	6,070	20,101	4,757	24,414
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			589		589
当期純利益 (は損失)			2,402		2,402
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分				295	295
自己株式処分差益		103			103
株主資本以外の項目の 連結会計年度中 の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計		103	2,992	295	2,594
平成20年3月31日残高	3,000	6,174	17,108	4,462	21,820

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	14,222	2	1,766	12,458	1,064	37,936
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						589
当期純利益 (は損失)						2,402
自己株式の取得						0
自己株式の処分						295
自己株式処分差益						103
株主資本以外の項目の 連結会計年度中 の変動額(純額)	6,351	17	495	6,863	710	7,574
連結会計年度中の変動額合計	6,351	17	495	6,863	710	10,168
平成20年3月31日残高	7,870	14	2,261	5,594	353	27,768

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

19社

主要な連結子会社の名称

三共生興ファッションサービス(株)、(株)サン プロシード、SAN EAST UK PLC、DAKS SIMPSON GROUP PLC 他15社

なお、平成19年4月2日付でロフテー(株)およびその傘下2社を株式取得により連結子会社といたしました。

(2) 主要な非連結子会社

主要な非連結子会社の名称

主要な非連結子会社はありません。

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社1社は休眠中の子会社であり、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社のうち主要な会社等の名称

SAMSON (EXPORTS) LTD.

(2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法は適用していません。

(3) 会社が議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等を関連会社としなかった当該会社等の名称および関連会社としなかった理由

イー・ステージ(株)

当社は当該会社の議決権の24.5%を所有しておりますが、純投資を目的としたものであり、同社の運営は同社の経営陣に任せ、当社は経営には関与しない方針のため、関連会社としないものであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、三共生興ファッションサービス(株)、北陸三共生興(株)、(株)サンファースト、(株)サン プロシード、三共生興リビング(株)、ロフテー(株)、エルトレイディング(株)、三共生興ホームファッション(株)、SANKYO SEIKO EUROPE S.A.、三共生興不動産(株)、(株)サン・レッツ、(株)横浜テキスタイル倶楽部については、その事業年度の末日は3月31日であり、当社の事業年度の末日と一致しております。

また、ひとセンシング(株)の事業年度の末日は12月31日、その他6社の事業年度の末日は1月31日であります。当該連結子会社の事業年度に係る計算書類を基礎として連結計算書類を作成し、当該連結子会社の事業年度の末日と当社の事業年度の末日が異なることから生ずる連結会社相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、調整をしております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

- ・ 時価のあるもの... 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

- ・ 時価のないもの... 移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産の評価基準および評価方法

主として総平均法による低価法によっておりますが、在外連結子会社では一部先入先出法による低価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

親会社および国内連結子会社は定率法を採用し、在外連結子会社は定額法を採用しております。

また、建物(建物附属設備を除く)については、親会社および国内連結子会社は平成10年4月1日以降に取得したものは定額法を採用しております。

少額減価償却資産

当社および国内連結子会社は取得価額が10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

長期前払費用

効果の及ぶ期間に応じて均等償却する方法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金

販売した製品の返品による損失に備えるため、売上高、返品率等を勘案して計上しております。

退職給付引当金

主として従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

事業整理損失引当金

事業整理に伴い今後発生が見込まれる費用について合理的に見積もられる金額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、在外連結子会社では、当該国の会計処理基準に準拠し、通常の売買取引に準じた会計処理によっております。

ヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理によっております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段...為替予約
- ヘッジ対象...外貨建金銭債権債務
- ・ヘッジ手段...金利スワップ
- ヘッジ対象...借入金金利

c ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

d その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

実需取引の範囲内で行われる為替予約取引および金利スワップについて、各関係部門からの報告に基づき、当社本店本部または管理部門において残高等を一括管理しております。

商標権

在外連結子会社の商標権については当該国の会計処理基準に基づき処理しております。

消費税および地方消費税の会計処理の方法は、税抜方式を採用しております。

5. 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項 全面時価評価法を採用しております。

II 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

固定資産の減価償却方法

当社および国内連結子会社は、当連結会計年度から法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

III 追加情報

固定資産の減価償却方法

当社および国内連結子会社は、当連結会計年度から平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度から、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却する方法によっております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

IV 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 13,370百万円

V 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 60,000,000株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	589	12.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	599	利益剰余金	12.50	平成20年3月31日	平成20年6月30日

VI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 571円31銭
2. 1株当たり当期純損失 50円07銭

VII その他の注記

1. 企業再編に関する注記事項

企業結合に関する事項の注記

(共通支配下の取引等)

- (1) 結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業または対象となった事業の名称およびその事業の内容

三共生興ファッションサービス株式会社 ファッション関連事業（内容：ファッション製品の販売）

企業結合の法的形式

共通支配下の取引（株式交換による三共生興ファッションサービス株式会社の完全子会社化）

結合後企業の名称

三共生興ファッションサービス株式会社

取引の目的を含む取引の概要

今後、ますます競争が激しくなると思われるファッション業界で、この環境のなか、競争に打ち勝ち、業容を拡大し、より確実なものとしていくためには、グループ内の機動力を高め、効率のかつ迅速に対応することができる体制を整えておく必要があるため、当社ファッショングループの中核企業である三共生興ファッションサービス株式会社を完全子会社としたものであります。

- (2) 実施した会計処理の概要

共通支配下の取引等のうち少数株主との取引に該当いたします。

- (3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価およびその内訳

取得の対価

当社の株式

398百万円

取得に直接要した費用

株式交換比率の算定費用

0百万円

取得原価

399百万円

株式の種類別の交換比率およびその算定方法ならびに交付株式数およびその評価額

- a 株式の種類および交換比率

普通株式 三共生興株式会社 1：三共生興ファッションサービス株式会社0.5

- b 交換比率の算定方法

当社および三共生興ファッションサービス株式会社は、本株式交換にあたり、第三者算定機関である朝日税理士法人に株式交換比率の算定を依頼いたしました。

朝日税理士法人は、当社については市場株価平均法により算定し、三共生興ファッションサービス株式会社については取引事例法による株価を用いて算定いたしました。

これらの朝日税理士法人による算定結果の交換比率のレンジの範囲内で、両社の財務内容、業績動向、直近3カ年の配当状況等の要因を勘案し、当事会社間で協議のうえ合意し、上記の株式交換比率を決定いたしました。

c 交付株式数およびその評価額

794,800株 398百万円

発生したのれんまたは負ののれんの金額、発生原因、償却の方法および償却期間

a 負ののれんの金額 336百万円

b 発生原因

子会社株式の追加取得分の取得原価と当該追加取得に伴う少数株主持分の減少額との差額によるものであります。

c 償却の方法および償却期間

3年間の均等償却

(パーチェス法適用)

(1) 被取得企業の名称および事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称および取得した議決権比率

被取得企業の名称およびその事業の内容

ロフテー株式会社 生活関連事業(内容:寝具類卸)

企業結合を行った主な理由

「美と健康と豊かさの追求を通して、社会に貢献する価値創造型企業グループ」たらんことを社会的使命に掲げる当社グループといたしましては、既存の当社グループの生活関連事業会社2社の事業領域と同社の持つ事業領域のコラボレーションにより、消費者の皆様により幅の広い一貫した健康志向をお届けすることが可能となるとともに、グループとしてもより広範な商圏の拡大が期待されることから、ロフテー株式会社を子会社としたものであります。

企業結合日 平成19年4月2日

企業結合の法的形式 株式取得

結合後企業の名称 ロフテー株式会社

取得した議決権比率 100.0%

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日

(3) 被取得企業の取得原価およびその内訳

株式取得の対価

現金 520百万円

取得に直接要した費用

アドバイザー費用 12百万円

取得原価 532百万円

(4) 発生したのれんまたは負ののれんの金額、発生原因、償却の方法および償却期間

のれんの金額 205百万円

発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力

償却の方法および償却期間

3年間の均等償却

- (5) 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額ならびにその主な内訳

資産の額

流動資産 1,123百万円

固定資産 1,848百万円

資産計 2,971百万円

負債の額

流動負債 1,000百万円

固定負債 1,645百万円

負債計 2,645百万円

- (6) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容および当該連結会計年度以降の会計処理方針
該当事項はありません。
- (7) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額およびその科目名
該当事項はありません。
- (8) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額
上記(2)「連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間」に記載のとおり、企業結合日が連結会計年度開始の日と一致しておりますので、記載事項はありません。

2. 連結計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,134	流動負債	13,775
現金及び預金	2,263	支払手形	215
受取手形	709	買掛金	5,163
売掛金	6,234	短期借入金	7,338
商品	1,718	1年以内返済長期借入金	244
前払費用	38	未払法人税等	104
短期貸付金	770	未払費用	430
繰延税金資産	134	預り金	53
その他	268	その他	224
貸倒引当金	4	固定負債	9,216
固定資産	39,248	長期借入金	1,333
有形固定資産	12,521	長期未払金	684
建物	9,578	繰延税金負債	6,026
車両	10	退職給付引当金	283
器具備品	345	長期預り金	886
土地	2,586	負債合計	22,991
無形固定資産	91	純資産の部	
借地権	4	科 目	金 額
電話加入権	26	株主資本	20,288
ソフトウェア	60	資本金	3,000
投資その他の資産	26,635	資本剰余金	6,174
投資有価証券	19,116	資本準備金	6,044
関係会社株式	11,849	その他資本剰余金	129
出資	5	利益剰余金	15,576
関係会社出資金	18	利益準備金	750
長期貸付金	33	その他利益剰余金	14,826
長期前払費用	64	圧縮記帳積立金	1,752
固定化営業債権	642	別途積立金	15,350
その他	639	繰越利益剰余金	2,275
貸倒引当金	634	自己株式	△ 4,462
投資損失引当金	5,100	評価・換算差額等	8,103
資産合計	51,383	その他有価証券評価差額金	8,108
		繰延ヘッジ損益	△ 4
		純資産合計	28,391
		負債純資産合計	51,383

損 益 計 算 書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		31,521
売 上 原 価		24,635
売 上 総 利 益		6,885
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,023
営 業 利 益		1,862
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	41	
受 取 配 当 金	447	
そ の 他	136	625
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	116	
そ の 他	314	431
経 常 利 益		2,056
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	3	3
特 別 損 失		
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	5,100	
役 員 退 職 慰 労 金	684	5,784
税 引 前 当 期 純 損 失		3,724
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		656
法 人 税 等 調 整 額		200
当 期 純 損 失		4,180

株主資本等変動計算書

(平成19年4月1日から
平成20年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成19年3月31日残高	3,000	6,044	25	6,070
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
剰余金から積立金への振替				
積立金から剰余金への振替				
積立金から剰余金への振替 (注)				
当期純利益 (は損失)				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
自己株式処分差益			103	103
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計			103	103
平成20年3月31日残高	3,000	6,044	129	6,174

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	利 益 剰 余 金						利益剰余金 合計		
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計			
		圧縮記帳 積立金	退職慰労 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日残高	750	1,811	171	14,850	2,764	20,346	4,757	24,659	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					589	589		589	
剰余金から積立金への振替				500	500				
積立金から剰余金への振替			171		171				
積立金から剰余金への振替 (注)		59			59				
当期純利益 (は損失)					4,180	4,180		4,180	
自己株式の取得							0	0	
自己株式の処分							295	295	
自己株式処分差益								103	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計		59	171	500	5,039	4,769	295	4,371	
平成20年3月31日残高	750	1,752		15,350	2,275	15,576	4,462	20,288	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高	14,208	2	14,210	38,870
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				589
剰余金から積立金への振替				
積立金から剰余金への振替				
積立金から剰余金への振替 (注)				
当期純利益 (は損失)				4,180
自己株式の取得				0
自己株式の処分				295
自己株式処分差益				103
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	6,100	7	6,107	6,107
事業年度中の変動額合計	6,100	7	6,107	10,478
平成20年3月31日残高	8,108	4	8,103	28,391

(注) 法人税等の税金計算を含む決算手続上の圧縮記帳積立金の取崩額であります。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式…移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

- ・時価のあるもの…決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

- ・時価のないもの…移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による低価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）については、平成10年4月1日以降に取得したものは定額法を採用しております。

(2) 少額減価償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の資産については3年間で均等償却する方法を採用しております。

(3) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

効果の及ぶ期間に応じて均等償却する方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

(3)投資損失引当金

在外子会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

4. その他の重要な貸借対照表または損益計算書の作成に関する会計方針

(1)リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(2)ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、金利スワップについては特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段・・・為替予約
- ヘッジ対象・・・外貨建金銭債権債務
- ・ヘッジ手段・・・金利スワップ
- ヘッジ対象・・・借入金金利

ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行い、また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップを行っております。

その他リスク管理方法のうちヘッジ会計に係るもの

実需取引の範囲内で行われる為替予約取引および金利スワップについて、各関係部門からの報告に基づき、本店本部において残高等を一括管理しております。

(3)消費税および地方消費税の会計処理の方法は、税抜方式を採用しております。

II 会計方針の変更

固定資産の減価償却方法

当事業年度から法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

III 追加情報

固定資産の減価償却方法

当事業年度から平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度から、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間で均等償却する方法によっております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,482百万円
2. 偶発債務
下記の関係会社の金融機関借入金等について保証を行っております。
 - (1)保証債務

SAN EAST UK PLC	3,700百万円
DAKS SIMPSON GROUP PLC	3,101百万円
㈱サン プロシード	1,048百万円
ロフター㈱	750百万円
三共生興ファッションサービス㈱	660百万円
㈱横浜テキスタイル倶楽部	507百万円
三共生興ホームファッション㈱	148百万円
SANKYO SEIKO EUROPE S.A.	9百万円
三共生興リビング㈱	5百万円
 - (2)手形保証

三共生興ホームファッション㈱	555百万円
㈱サン プロシード	120百万円
三共生興リビング㈱	80百万円
3. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務

短期金銭債権	3,748百万円
長期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	3,433百万円
長期金銭債務	290百万円

V 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	10,314百万円
関係会社からの仕入高	9,210百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	158百万円

Ⅵ 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 12,013,638株

Ⅶ 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資損失引当金	2,072百万円
役員退職慰労金	278百万円
貸倒引当金	155百万円
退職給付引当金	115百万円
未払賞与	69百万円
投資有価証券評価損	56百万円
その他	71百万円
繰延税金資産小計	2,819百万円
評価性引当金	2,072百万円
繰延税金資産合計	746百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	5,439百万円
圧縮記帳積立金認容	1,199百万円
繰延税金負債合計	6,639百万円
繰延税金負債の純額	5,892百万円

Ⅷ リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得原価相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
建物	4	3	0
器具備品	43	24	18
ソフトウェア	39	26	13
合計	87	54	32

(2)未経過リース料期末残高相当額

1 年 内	15百万円
1 年 超	17百万円
合 計	32百万円

(3)支払リース料および減価償却費相当額

支 払 リ ー ス 料	19百万円
減価償却費相当額	19百万円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

IX 関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注)13	科目	期末残高(百万円)(注)13
子会社	三共生興ファッションサービス株式会社	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼任 4名	製品の販売(注)1	8,445	売掛金	2,473
				債務保証(注)2	660		
子会社	株式会社サンプロシード	所有 直接70.0 間接30.0	当社製品の企画・製造 役員の兼任 5名	製品の仕入(注)1	7,649	買掛金	2,234
				手形保証(注)3	120		
				債務保証(注)4	1,048		
子会社	SAN EAST UK PLC	所有 直接100.0	持株会社 役員の兼任 3名	債務保証(注)5	3,700		
子会社	DAKS SIMPSON GROUP PLC	所有 間接100.0	商標使用権 契約の締結 役員の兼任 3名	ロイヤリティの支払(注)6	1,296	買掛金	441
				債務保証(注)7	3,101		
子会社	三共生興ホームファッション株式会社	所有 直接100.0	資金の援助 役員の兼任 3名	資金の貸付(注)8	290	短期貸付金	770
				債務保証(注)9	148		
				手形保証(注)10	555		
子会社	ロフテー株式会社	所有 直接100.0	役員の兼任 4名	土地の購入(注)11	640		
				債務保証(注)12	750		

取引条件および取引条件の決定方針等

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

- 三共生興ファッションサービス株式会社の銀行借入につき債務保証を行ったものであります。
- 株式会社サンプロシードの振出手形につき、債務保証を行ったものであります。
- 株式会社サンプロシードの一括支払信託につき債務保証を行ったものであります。
- SAN EAST UK PLCの銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。
- ロイヤリティの支払については、取引実態に応じて協議のうえ決定しております。
- DAKS SIMPSON GROUP PLCの銀行借入につき、債務保証を行ったものであります。
- 三共生興ホームファッション株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
- 三共生興ホームファッション株式会社の一括支払信託につき債務保証を行ったものであります。
- 三共生興ホームファッション株式会社の振出手形につき債務保証を行ったものであります。

11. 固定資産の購入については、価格その他の取引条件は一般的取引同様に決定しております。
12. ロフター株式会社の銀行借入につき債務保証を行ったものであります。
13. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

X 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	591円66銭
2. 1株当たり当期純損失	87円11銭

XI その他の注記

1. 企業再編に関する注記事項

連結注記表 その他の注記1. 企業再編に関する注記事項「企業結合に関する事項の注記」に記載のとおりであります。

2. 個別計算書類の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月13日

三 共 生 興 株 式 会 社

取締役会 御中

新 日 本 監 査 法 人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	石 橋 正 紀	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	豊 原 弘 行	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	井 上 正 彦	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三共生興株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三共生興株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第71期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月15日

三共生興株式会社 監査役会

監査役(常勤) 寺田 倅人 ①

監査役(常勤) 長澤 和之 ①

監査役 菊池 嘉人 ①

監査役 穂吉 正孝 ①

(注) 監査役菊池嘉人及び監査役穂吉正孝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

独立監査人の監査報告書

平成20年 5月13日

三 共 生 興 株 式 会 社

取締役会 御中

新 日 本 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 石 橋 正 紀 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 豊 原 弘 行 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 井 上 正 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三共生興株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、本部監察室グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の子会社及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月15日

三共生興株式会社 監査役会

監査役(常勤) 寺田 倅 人 (印)
監査役(常勤) 長澤 和之 (印)
監査役 菊池 嘉人 (印)
監査役 穂吉 正孝 (印)

(注) 監査役菊池嘉人及び監査役穂吉正孝は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

当社の今期末における決算は、将来の財務リスクの軽減を図るため、在外子会社に対する投資損失引当金繰入額を特別損失に計上するなど、大幅な純損失計上のやむなきに至りました。つきましては、繰越利益剰余金が2,275,363,443円のマイナスとなりましたが、株主の皆様への配当を実施するため、別途積立金取崩しのご承認をお願いするものであります。

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営課題のひとつと位置付け、安定配当を継続することを基本とし、業績ならびに今後の事業展開等を勘案して配当を行う方針としております。

当事業年度の業績は、事業報告に記載のとおり厳しい結果となりましたが、期末配当金につきましては、株主の皆様のご支援に報いるため、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1株につき金12円50銭 総額599,829,525円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成20年6月30日

第2号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

当社の目標はかねてより公表いたしておりますとおり、事業持株会社を核としたグループ経営です。グループ企業各社の統括を中心に、ダックスを始めとする知的財産権の活用によるライセンスビジネスや、社有不動産等の資産運用を核としたソフトウェアビジネスをも展開する事業持株会社を確立するとともに、創業以来80有余年の歴史の中で繊維専門商社として培ったノウハウを駆使したファッション、繊維、生活文化等、物的商材を取り扱う事業会社を傘下に構成する「生活文化提案型企業集団」の構築を目指しております。

繊維衣料品業界を取り巻く環境は、少子高齢化の進展に伴う人口の減少に加え、原油、穀物の高騰からの生活必需品の物価上昇、さらには株価の低迷、社会制度上の構造不安等が混在する中、消費者の生活防衛傾向が顕著で個人消費は低迷し、潜在化する選別消費傾向もあることから衣料品消費需要の好転は見通しがたい混沌とした状況の中にあります。

かかる状況の中であり、本年12月が株式会社設立70周年の節目に当たるのを機に、自主独立の精神で、当社グループの基本的行動理念である3S（スペシャリスト、スモール、スピード）を体現し、原料から加工、企画、生産、販売に至るまで繊維製品を一気通貫で供給することが出来る当社グループの特色を生かした機動力にあふれた高効率経営に徹した事業活動の展開こそ肝要との考えから繊維衣料製品OEM事業を中心とした繊維事業の分社自立を志向するに至った次第です。事業としての自立はあらゆる面での自主性の発現を可能にし、事業価値をさらに高めていくものと確信しています。

本議案は、前記の目的のため、当社を新設分割会社とし、新たに設立する「三共生興アパレルファッション株式会社」に繊維関連事業を営む繊維カンパニーを承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 新設分割計画の内容の概要

新設分割計画書（写）

三共生興株式会社（以下、「当社」という。）は、当社が繊維関連事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務を分割により設立する会社（以下、「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下、「本件分割」という。）につき、次のとおり新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

第1条（新設分割）

当社は、本計画の定めるところにより、当社の本件事業に関して有する第4条に定める権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う。

第2条（新設会社の定款で定める事項等）

新設会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙1「三共生興アパレルファッション株式会社 定款」のとおりとする。

なお、新設会社の本店の所在の場所は東京都港区麻布台二丁目4番5号とし、支店の所在の場所は大阪市中央区安土町二丁目3番13号とする。

第3条（新設会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名）

新設会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

設立時取締役	三 木 秀 夫
同	三 木 健 嗣
同	砂 野 和 男
同	小 西 俊 也
同	福 田 恵 二
設立時監査役	岡 田 登
同	川 崎 賢 祥

第4条（新設会社が承継する権利義務に関する事項）

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務に関する事項は、別紙2「承継権利義務明細表」のとおりとする。

第5条（新設会社が本件分割に際して交付する株式の数）

新設会社は、本件分割に際して普通株式5,400株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に対して割当て交付する。

第6条（新設会社の資本金および準備金の額等に関する事項）

新設会社の資本金および準備金の額等に関する事項は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---|
| 1 設立時資本金の額 | 金270百万円 |
| 2 設立時資本準備金の額 | 金0円 |
| 3 設立時資本剰余金の額 | 設立時株主払込資本額（会社計算規則第80条第1号に規定する設立時株主払込資本額をいう。）から前2号に掲げる額の合計額を減じて得た額 |
| 4 設立時利益準備金の額 | 金0円 |
| 5 設立時利益剰余金の額 | 金0円 |

第7条（分割期日）

当社は、平成20年10月1日をもって会社法第924条第1項第1号に定める日（以下、「分割期日」という。）として、新設会社を設立する。ただし、手続の進行上必要がある場合は、当社の取締役会決議により分割期日を変更することができる。

第8条（競業禁止義務の免除）

当社は、本件分割の効力発生後においても、本件事業と競合する事業を行うことができる。

第9条（分割条件の変更および本件分割の中止）

本計画作成の日から分割期日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、当社の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、または本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、当社は、本計画の内容を変更し、または本件分割を中止することができる。

第10条（本計画に定めのない事項）

本計画に定めるもののほか、本件分割に必要な事項については、本計画の趣旨にしたがい、当社がこれを決定する。

以 上

上記計画を証するため、本計画書を作成する。

平成20年5月16日

神戸市中央区江戸町101番地

三共生興株式会社

代表取締役 三 木 秀 夫 印

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、三共生興アパレルファッション株式会社と称し、英文では、SANKYO SEIKO APPAREL FASHION CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 下記物品に関する貿易業、売買業、仲立業、代理業
 - ア．天然繊維、化学繊維、無機繊維等の繊維原料ならびに糸、織物、編物、衣料等の繊維製品
 - イ．無機・有機化学工業製品、肥料、薬品、染料、塗料、洗剤、化粧品、化粧品用具ならびにその原料
 - ウ．皮革、獣毛、海産物その他天産物
 - エ．運動用品、娯楽用品、園芸用品、書籍、日用品雑貨、家庭用品雑貨、文房具、靴、履物、時計、眼鏡その他一般雑貨
 - オ．絵画、骨董品、貴金属、室内装飾品ならびに装身具
- (2) 糸、織物、編物、衣料等の繊維製品の製造加工業
- (3) 運送取扱業および代理業、海上運送業、船舶代理業ならびに倉庫業
- (4) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険媒介業
- (5) 不動産の売買、賃貸借、管理業、仲介業、ビルメンテナンス業、リース業
- (6) 動産の賃貸借、管理業、リース業
- (7) 旅行業法に基づく旅行業および教育、文化、観光、スポーツ、医療、ホテルその他宿泊の各施設の経営および飲食店業
- (8) 工業所有権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウェアの取得、企画、保全、利用、貸与、販売、仲介
- (9) 出版物、印刷物および映像物の製作および販売

- (10) 有価証券等の売買、金銭の貸付、債権の売買、債務の保証、引受けおよび外国為替の売買等の金融業
- (11) 情報処理、提供その他の情報サービス業、広告業、通信業および放送業
- (12) 労働者派遣事業
- (13) 前記各号に付帯または関連するいっさいの業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、21,600株とする。

(株券の不発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利の決定)

第9条 当社は、当社の株式(自己株式の処分による株式を含む)を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式の割当てを受ける権利を与える旨およびその申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めるところにより他の取締役がこれに代わる。

(招集手続)

第13条 株主総会を招集するには、株主総会の日の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、その株主総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第18条 当社は、取締役3名以上を置く。

(取締役の選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規則)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則によるものとする。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役

（監査役の設置）

第29条 当社は、監査役を置く。

（監査役の選任方法）

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

（事業年度）

第33条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

（剰余金の配当）

第34条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第35条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成21年3月末日までとする。

以上、神戸市中央区江戸町101番地三共生興株式会社の繊維関連事業に関する事業を分割して本会社を設立するにつき、この定款を作成する。

平成20年5月16日

神戸市中央区江戸町101番地
三共生興株式会社
代表取締役 三木秀夫 印

別紙2「承継権利義務明細表」

承継権利義務明細表

本件分割により、新設会社が当社から承継する権利義務の明細は、分割期日において本件事業に属する次に掲げる権利義務とする。なお、債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとする。

これらの権利義務のうち、資産および負債については、平成20年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

本件事業に属する受取手形、輸出手形、売掛金、商品、その他一切の流動資産

(2) 固定資産

有形固定資産

本件事業に属する建物付属設備、器具備品、その他一切の有形固定資産

無形固定資産

本件事業に属する一切の無形固定資産

投資その他の資産

本件事業に属する従業員貸付金、その他一切の投資その他の資産

2. 承継する負債

(1) 流動負債

本件事業に属する支払手形、買掛金、一括支払信託、未払費用、預り金、借入金、その他一切の流動負債

(2) 固定負債

本件事業に属する一切の固定負債

3. 承継する雇用契約

新設会社は、当社から、新設会社の成立の日において、本件事業に従事する従業員との雇用契約を全て承継するものとし、以後、新設会社の従業員として雇用する。

4. 承継するその他の権利義務等

本件事業に属する業務受託契約、その他一切の契約における契約上の地位およびそれに付随する権利義務

以上

3. 会社法施行規則第205条各号に掲げる事項の内容の概要

(1) 新設分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数に関する事項

新設会社が本件分割に際して当社に対して交付する株式の数は5,400株でありませぬ。

前記株式の数は、新設会社が本件分割に際して発行する株式がすべて当社に割当て交付されることから、新会社の資本金の額等を考慮し、前記株式数を当社に交付することが相当であると判断し、決定いたしました。

(2) 新設会社の資本金および準備金の額

新設会社の資本金および準備金の額は、次のとおりであります。

(ア) 設立時資本金の額	金270百万円
(イ) 設立時資本準備金の額	金0円
(ウ) 設立時資本剰余金の額	設立時株主払込資本額(会社計算規則第80条第1号に規定する設立時株主払込資本額をいう。)から前2号に掲げる額の合計額を減じて得た額
(エ) 設立時利益準備金の額	金0円
(オ) 設立時利益剰余金の額	金0円

前記新設会社の資本金および準備金の額は、新設会社に承継する予定の資産および負債の額等を勘案し、会社計算規則第80条の規定の範囲内で決定したものであります。これは、新設会社の安定した財務基盤の構築と機動的かつ柔軟な資本政策とのバランスのほか、事業規模その他の事情を総合的に勘案して決定したものであり、その内容は相当であると判断しております。

第3号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役全員（8名）の任期が満了となりますので、改めて取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	三木 秀夫 (昭和9年8月13日生)	昭和48年1月 三共生興ファッションサービス(株)代表取締役専務就任 昭和57年12月 当社取締役就任 昭和58年2月 三共生興ファッションサービス(株)代表取締役社長就任 昭和61年12月 当社代表取締役社長就任(現任) 平成6年6月 三共生興ファッションサービス(株)代表取締役会長就任(現任) (他の法人等の代表状況) 代表取締役会長：三共生興ファッションサービス(株)、北陸三共生興(株)、(株)サンファースト、(株)サンプロシード、三共生興リビング(株)、ロフテ(株)、三共生興ホームファッション(株)、SAN EAST UK PLC、DAKS SIMPSON GROUP PLC、(株)サン・レッツ 代表取締役社長：(株)横浜テキスタイル倶楽部	438,796株
2	岡田 登 (昭和15年5月22日生)	昭和38年4月 当社入社 昭和53年10月 大阪本社経理部長 昭和61年12月 取締役就任 管理第二部門長 平成2年6月 常務取締役就任 平成8年4月 管理第二部門担当 平成9年4月 本店本部財務経理担当 平成10年6月 専務取締役就任(現任) 平成13年4月 財務経理・情報管理担当 平成15年9月 財務経理・情報・監察担当 平成20年4月 財務経理担当兼情報システム・内部統制担当(現任)	52,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
3	川崎 賢祥 (昭和19年12月14日生)	昭和42年4月 当社入社 平成2年3月 経営企画室長 平成2年6月 取締役就任 平成4年6月 常務取締役就任 平成7年4月 経営企画室担当 平成9年4月 本店本部経営企画担当 平成10年6月 専務取締役就任(現任) 平成12年6月 経営企画・人事総務・法務審査担当(現任)	67,500株
4	澁谷 秀樹 (昭和18年12月10日生)	昭和42年4月 当社入社 平成8年4月 サンライセンスカンパニープレジデント 平成8年6月 取締役就任 平成10年6月 常務取締役就任(現任) 平成13年4月 国際カンパニープレジデント(現任)	46,000株
5	三木 健嗣 (昭和37年1月30日生)	平成6年10月 三共生興ファッションサービス(株)入社 平成9年4月 当社入社 平成12年4月 本店本部プレジデント 平成12年6月 取締役就任 平成16年12月 三共生興グループ営業統括兼関連事業担当 平成18年4月 三共生興グループ営業統括 平成18年6月 常務取締役就任(現任) 平成20年4月 繊維カンパニープレジデント(現任)	28,000株
6	石井 一二 (昭和11年7月24日生)	昭和46年4月 兵庫県議会議員 昭和58年7月 参議院議員 昭和63年6月 環境政務次官 平成元年11月 外務政務次官 平成5年4月 参議院農林水産委員長 平成14年3月 (株)ピコテック代表取締役社長就任(現任) 平成15年6月 当社監査役就任 平成15年12月 (株)イー・エス・エス・ジャパン(現(株)イーエス&エスジャパン)代表取締役就任(現任) 平成19年6月 当社取締役就任(現任)	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
7	宇野 明博 (昭和13年6月15日生)	昭和36年4月 (株)三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 入行 昭和63年6月 同行取締役就任 平成4年1月 同行代表取締役常務就任 平成8年4月 (株)東京三菱銀行(現(株)三菱東京UFJ銀行) 代表取締役常務就任 平成9年5月 同行代表取締役専務就任 平成11年6月 (株)ディーシーカード(現三菱UFJニコス (株))代表取締役社長就任 平成15年6月 同社代表取締役会長就任 平成18年6月 同社相談役就任 平成19年3月 同社相談役退任 平成19年6月 当社取締役就任(現任)	7,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。
2. 石井一二および宇野明博の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
- (1) 石井一二氏につきましては、外務政務次官等の要職を歴任し、国際情勢等の専門家として高い見識と幅広い経験を当社の経営に反映していただいております。今後も、職務執行の監督、また重要な意思決定に際し、有益な助言、提言を期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (2) 宇野明博氏につきましては、(株)三菱銀行、(株)東京三菱銀行および(株)ディーシーカードにおいて代表取締役を歴任し、経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただいております。今後も、職務執行の監督、また重要な意思決定に際し、有益な助言、提言を期待できるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 石井一二および宇野明博の両氏は、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、石井一二氏は当社社外取締役就任前4年間において当社社外監査役でありました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
松井 清志 (昭和16年7月15日生)	昭和43年4月 大阪弁護士会登録 平和合同法律事務所勤務 昭和51年9月 松井法律事務所開設 所長就任(現任)	2,000株

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 松井清志氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由について
松井清志氏につきましては、直接企業経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務の実務に長年にわたり携わっており、その専門的な知識と幅広い実務経験を当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

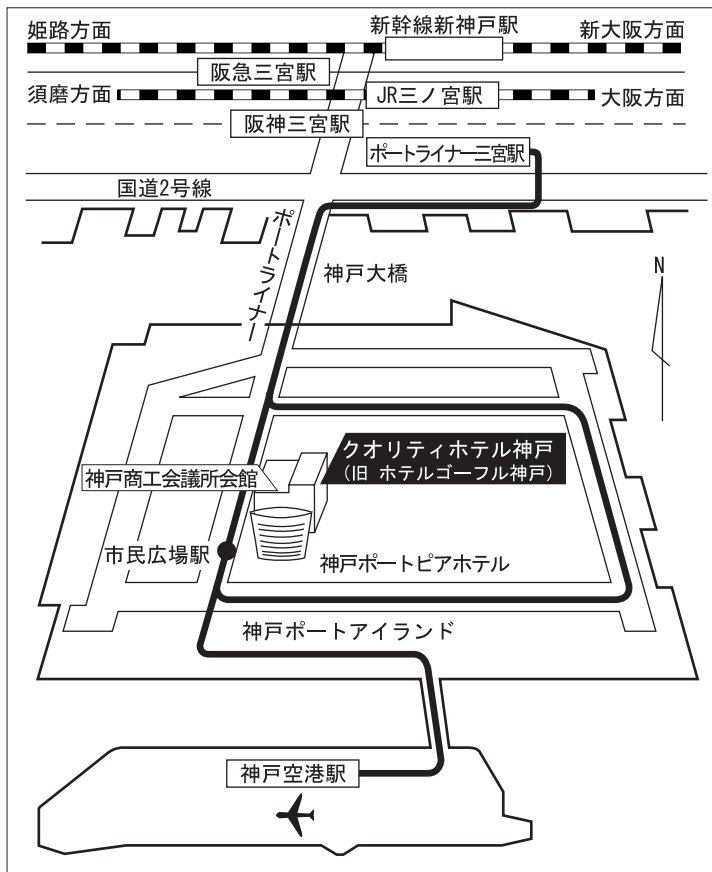
以 上

MEMO

MEMO

▶ 株主総会会場ご案内 ◀

神戸市中央区港島中町 6 丁目 1 番地
クオリティホテル神戸 2 階「バレンシア」
電話 (078) 303-5555



- ご案内
1. ポータルライナーをご利用の場合は市民広場駅にて下車願います。
 2. 市民広場駅から当会場までは徒歩約5分です。
 3. ご来場の節は、当社会場受付へお越しください。